

与謝野町男女共同参画計画

《後期施策》（案）

（平成25年度～29年度）

平成25年4月

【目次】

第1章	はじめに	1
Ⅰ	後期計画策定に当たって	2
1	策定の目的	2
2	計画に位置付けと期間	2
Ⅱ	現状と課題	3
1	人口と世帯の推移	3
2	参画の状況	4
3	住民アンケート結果	6
第2章	計画の理念と基本方針	7
Ⅰ	基本理念	8
Ⅱ	基本方針	9
Ⅲ	施策体系	10
第3章	分野別施策	11
第1節	心を紡ぐひとづくり	12
1	知ることからはじめる意識づくり	12
2	男女の心を紡ぐ機会の充実	14
3	児童生徒の心の育成	16
4	暴力や性犯罪の根絶	18
第2節	幸せを結ぶ暮らしづくり	20
1	生涯を通じた健康づくり	20
2	みんなで支え合う子育て支援	23
3	いきいきと働ける環境づくり	25
4	生きがいあふれる暮らしづくり	27
第3節	和を織りなすまちづくり	29
1	相談支援の充実	29
2	男女が共に生きる地域づくり	31
3	男女が共に参画するまちづくり	33
4	男女の和のためのしくみづくり	36
	共にめざす目標値	38

第1章

はじめに

I 後期施策の策定にあたって

1. 策定の目的

平成18年3月に誕生した与謝野町では、「水・緑・空 笑顔かがやく ふれあいのまち」を将来像としたまちづくりを進め、平成20年2月に「与謝野町男女共同参画計画」を策定し、『男女の和 未来を織りなす与謝野町』をスローガンに男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や社会慣習はいまだ根強く、地域に根差した男女共同参画社会実現のための具体的な施策が必要とされています。

このような状況を踏まえ、男女ともにお互いを理解し、対等なパートナーとして社会参画し、一人ひとりの個性や人権が尊重され、仕事と家庭生活の両方を大切にし、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりの実現に向け、本計画の後期期間となる平成25年度から平成29年度の施策について改定したものです。

2. 計画の位置づけと期間

■位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法¹」に基づく市町村男女共同参画計画として位置づけるとともに、本町における男女共同参画施策を推進するための基本的な計画として策定するものです。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律²」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけています。

さらに、本町のまちづくりの基本的な指針である「与謝野町総合計画 後期基本計画」を上位計画とし、関連する計画や施策との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現をめざします。

■期間《後期施策》

本計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間としていますが、策定から5年が経過し、中間年にあたり社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて見直しを図りました。基本理念を尊重し、目標年度に向けてより実効性の高い取り組みを行なうため、継続性を維持し当初の「施策分野」12項目に沿った構成とし、「施策方針」「主要事業」「私たち住民の取り組み」について改定を行ったものです。

¹ 男女共同参画基本法：平成11年制定。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

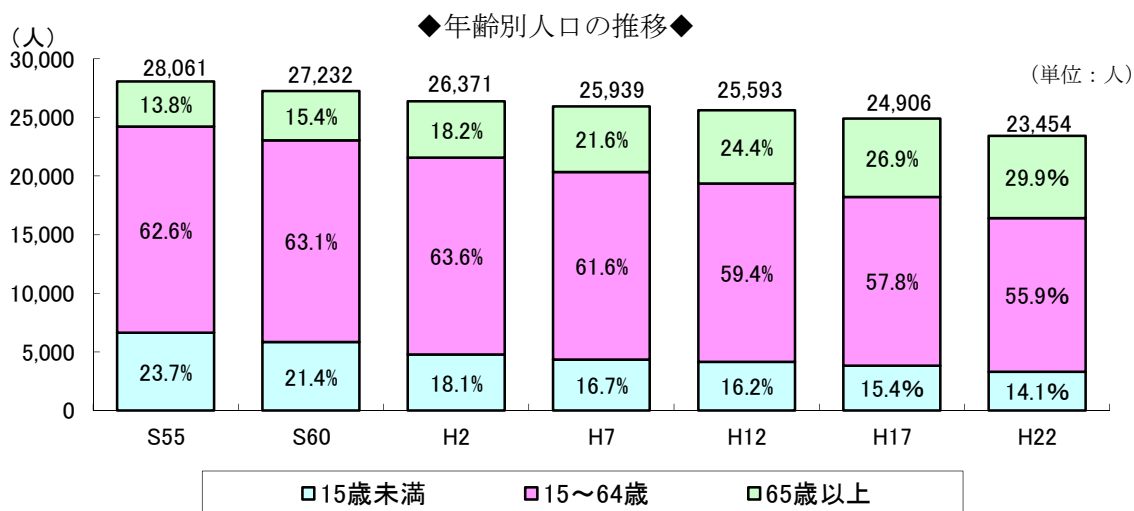
² 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：平成13年制定。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを木邸として制定された。

Ⅱ 現状と課題

1.人口と世帯の推移

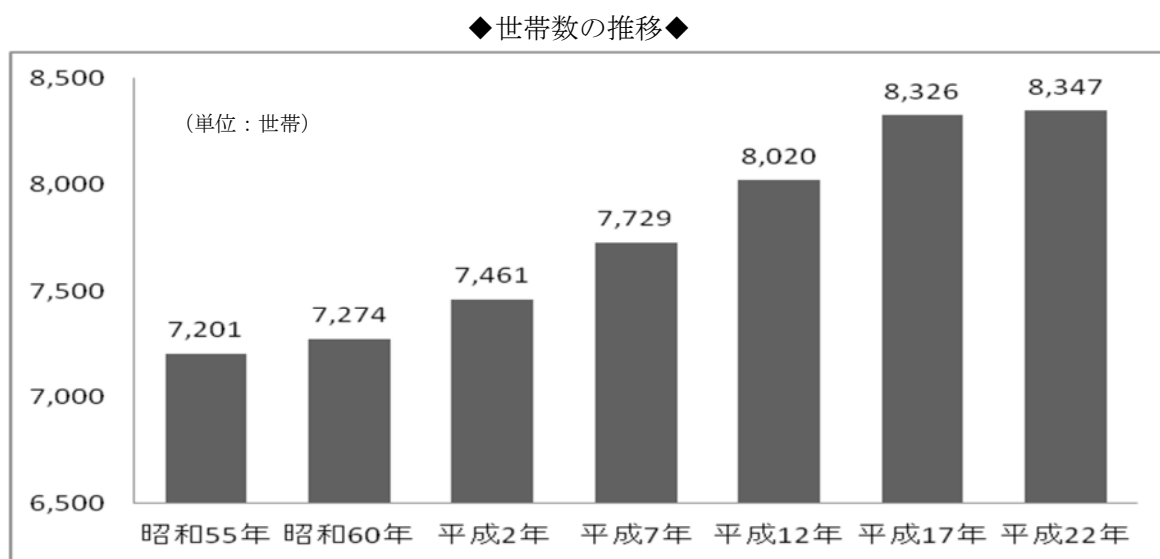
本町の人口は平成22年（2010年）10月1日国勢調査によると23,454人で、年々減少傾向にあります。年齢区別にみると、昭和55年から平成7年にかけて年少人口の減少が大きく、逆に高齢人口は平成7年以降大幅に増加しており少子高齢化が進行しています。

平成22年（2010年）現在、高齢化率は29.9%、年少人口の割合については14.1%となっています。



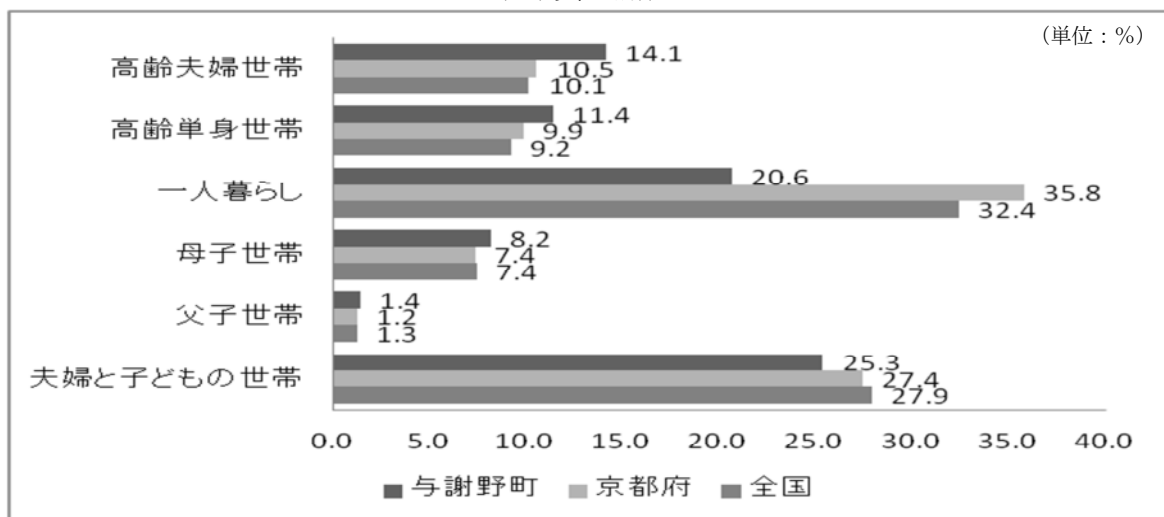
資料：国勢調査から

世帯の数は、年々増加傾向にあり、平成22年（2010年）で8,347世帯となっています。また、世帯員の主な構成では、人口と同様、高齢者で構成する世帯が多く、京都府や全国の割合よりも多くなっています。



資料：国勢調査から

◆世帯員の構成◆



資料：国勢調査から

2. 参画の状況

働く女性の割合を示す労働力率³では、前回の調査と比較して2.1ポイント減少しているものの、上昇傾向にある京都府の49.7%、全国の49.6%より高い数値となっており、依然本町における働く女性の割合が多いことがうかがえます。

◆女性の労働力◆

年 度	与謝野町	京都府	全国
平成17年度	54.2%	48.2%	48.8%
平成22年度	52.1%	49.7%	49.6%

資料：国勢調査から

また、主な審議会などにおける女性委員の割合は、平成24年（2012年）4月1日時点の調査では24.7%、町職員の管理職に占める女性の割合は28.6%と増加傾向にはあるものの、どちらも目標値の30.0%には届かず、一層の女性の参画が求められます。

◆主な審議会などに占める女性委員の割合◆

年 度	女性のいる審議会等の割合	女性委員の割合
平成19年度	72.2%	18.1%
平成24年度	94.7%	24.7%

資料：企画財政課から

³ 労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合。労働力人口÷15歳以上の人口（生産年齢人口）×100の数値で示す。

◆消防団員に占める女性の割合◆

年 度	消防団員数	うち女性団員数	女性団員の割合
平成19年度	336人	10人	2.7%
平成24年度	347人	7人	2.0%

資料：企画財政課から

◆町職員の管理職に占める女性の割合◆

年 度	管理職数	うち女性数	女性管理職の割合
平成19年度	41人	10人	24.4%
平成24年度	42人	12人	28.6%

資料：企画財政課から

前期施策において「共にめざす目標値」として20項目を設定し、さまざまな取り組みを進めてきました。その中ででの主な取り組みの成果は以下のとおりとなっています。

◆重点目標◆

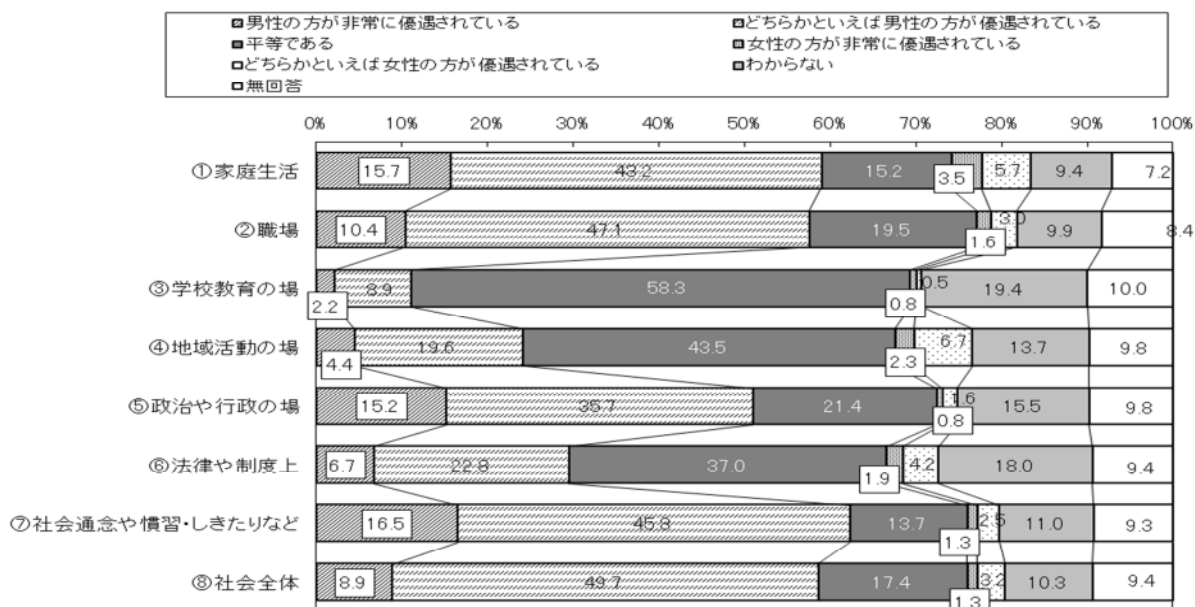
指標名	前回実績	現況
男女共同参画啓発講座の開催	平成19年 年1回	平成24年 年2回
子育て支援センターの整備充実	平成18年 2か所	平成24年 3か所
乳がん検診の受診率の向上	平成18年 32.2%	平成24年 47.8%
子宮がん検診の受診率の向上	平成18年 27.0%	平成24年 51.3%
男女共同参画に関する相談事業の実施	平成19年 未実施	平成24年 年4回

3.住民アンケート結果

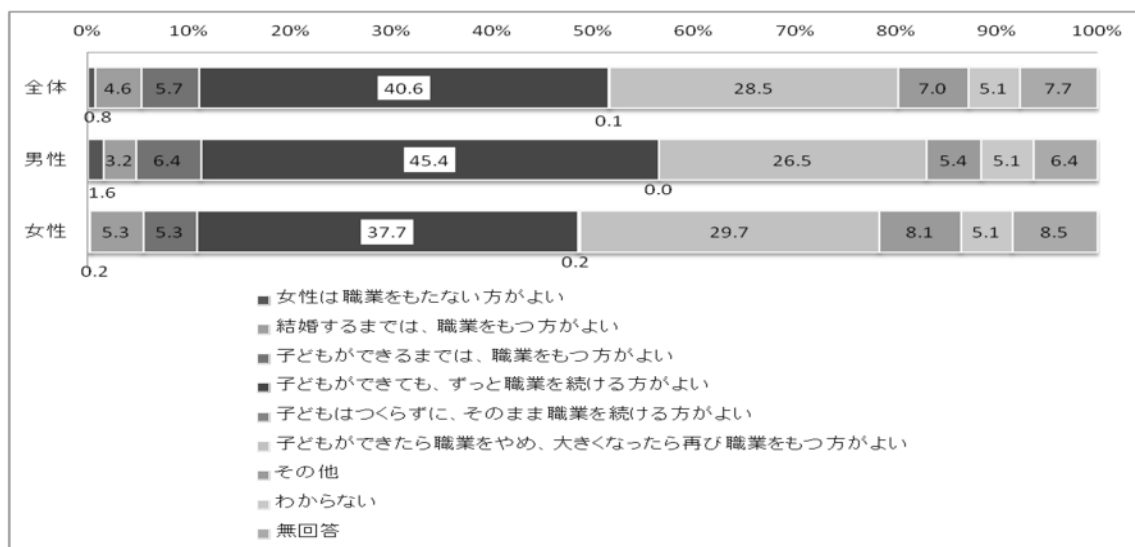
平成24年（2012年）9月から10月にかけて実施した住民アンケートの結果から、本町における住民の男女共同参画についての意識を総括すると、前回に比べ男性が優遇されていると感じる人の割合は減少してきてはいるものの、社会生活や慣習の中では男性の方が優遇されていると感じている人が多く、家庭生活の中でも女性の負担が大きいことが分かりました。

また、女性の就労についても、子育て中は休業するのがよいとする考え方が最多数であるものの、特に30歳代の子育て世代では子どもが出来てもずっと職業を続けたいと考える人が多くなっており、安心して子育てが出来る環境づくりを求める回答が多くなっています。

◆男女平等に関する意識について◆



◆女性が職業をもつことについて◆



第2章

計画の理念と基本方針

I 基本理念

本町の町名の由来ともなった地域ゆかりの歌人、与謝野鉄幹・晶子の夫婦は多くの優れた短歌を発表し、わが国の歌壇に大きな功績を残しましたが、その生涯においては、つねに互いを信頼し、苦楽を共にしました。また晶子は、近代日本における自立した女性の先駆けといえる人物であり、詠歌のほかにも、女性の自立を説く評論活動を展開していました。

与謝野鉄幹・晶子の夫婦ゆかりの地でもある本町は、このように男女として信頼し合い、夫婦の深い絆のもとに後世に残る芸術や論評を生んだ素晴らしい先人にならないながら、男女共同参画社会をめざします。そのため、男女が共に社会参画を果たし、お互いに認め合いながら手を取り合い、心豊かで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

その理念を、本町の伝統文化を代表する丹後ちりめんが風合い豊かに織りなされていく様^{さま}に見立て、「男女^{みんな}の和 未来を織りなす与謝野町」とします。

<計画の理念>

^{みんな}
男女の和 未来を織りなす与謝野町

また、本計画の名称については、この理念にちなみ「男女^{みんな}の和づくりプラン 与謝野町男女共同参画計画」とします。

<計画名>

^{みんな}
男女の和づくりプラン 与謝野町男女共同参画計画

II 基本方針

■心を紡ぐ人づくり

繭の細い糸が紡がれ⁴、撚り合わさって、美しい一本の生糸になるように、一人ひとりの心を紡いでつなげ、男女が心をつなげるまをめざします。そのため、子どもから大人までが男女共同参画について理解し、お互いの存在や生命を大切にする人づくりを進めます。

■幸せを結ぶ暮らしづくり

紡がれた糸と糸が結ばれて、さらに長い糸となって続くように、生涯にわたって末永く男女が幸せを共有できるまをめざします。そのため、健康づくりや子育て、働くことや生きがいを見出すことなど、心豊かで安心と生きがいにあふれた人生に必要なことをみんなが助け合って実現する暮らしづくりを進めます。

■和を織りなすまちづくり

縦糸と横糸が交わって、風合豊かな丹後ちりめんが織りなされていくように、男女の力と個性が出会い、結びつきながら調和が広がっていくまをめざします。そのため、住民・企業・行政が連携するためのしくみや組織づくりを進めます。

⁴ 紡ぐ：繭から繊維を引き出し、よりをかけて糸にすること。

III 施策体系

みんな
男女の和づくりプラン 基本理念

みんな
男女の和 未来を織りなす与謝野町

基本方針	施策分野	施策項目
心を紡ぐ 人づくり	1 知ることからはじめる意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●意識改革に向けた啓発 ●広報誌やホームページの充実 ●講演会や啓発行事の充実
	2 ^{みんな} 男女の心を紡ぐ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスの促進 ●学習機会の充実 ●リーダーの育成
	3 児童生徒の心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画意識を身につける ●生命の重みを学ぶ ●教職員の意識の向上
	4 暴力や性犯罪の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力や性犯罪を許さないまちづくり ●被害者の救済と支援 ●有害な環境への対応
幸せを結ぶ 暮らしづくり	1 生涯を通じた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりへの支援 ●住民リーダーの育成・活用 ●妊娠・出産における支援
	2 みんなで支え合う子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の育児力の強化 ●多様な子育て支援サービスの提供 ●ひとり親家庭への支援
	3 いきいきと働ける環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用機会と待遇の平等の確保 ●女性の積極的な登用 ●職業能力向上への支援 ●女性の就労等支援
	4 生きがいあふれる暮らしづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習・スポーツ・文化団体活動への支援 ●文化・芸術にふれる機会の充実
和を織りなす まちづくり	1 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の設置と充実 ●専門的機関との連携による対応
	2 ^{みんな} 男女が共に生きる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会活動への女性の参画 ●各種住民活動への女性の参画
	3 ^{みんな} 男女が共に参画するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●審議会・委員会などへの女性の参画 ●職員の意識の向上と業務体制の充実 ●男女共同参画に対応した各施策の推進 ●男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
	4 みんなの和のためのしくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画のためのルールづくり ●住民・企業・行政の協働による推進 ●多様な参加主体への呼びかけ

第 3 章

分野別施策

第1節

心を紡ぐ人づくり

1 知ることからはじめる意識づくり

<現状と課題>

- ・本町では男女共同参画に関する啓発について、国や京都府の制度周知や活用促進に努めるとともに、町としても京都府の協力を得ながら独自の啓発活動を行ってきました。
- ・住民アンケートの結果によると、様々な分野で「男性の方が優遇されている」という意見が多くみられました。
- ・国際社会や国の取り組みをもってしても、男女の固定的な役割分担に関する国民の意識は根強く、家庭や社会慣習、政策・方針決定など様々な場において男女が対等な構成員として個性と能力を発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。
- ・また、就労や子育て、介護、DV⁵、セクシャルハラスメント⁶ やパワーハラスメント⁷ の問題など男女共同参画をめぐる諸課題は未だ山積しているといえます。
- ・今後も、こうした課題認識をさらに深めながら多様な情報提供を通じて啓発の取り組みを進めていく必要があります。その上で、男性の意識改革や女性自身の社会参画意欲の一層の高揚を図っていくことが必要です。

<施策方針>

(1) 意識改革に向けた啓発

- ・今回の住民アンケートの結果をはじめ、男女共同参画の現状等についての全国の動向や国際比較など、わかりやすい情報提供に努め、知る機会の拡充を図ります。
- ・男女ともが固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、女性自身の社会参画意欲の高揚が図れるよう、啓発内容の充実に努めます。

⁵ DV：ドメスティックバイオレンス。家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など近い関係にある男性から女性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

⁶ セクシャルハラスメント：性的いやがらせ。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動をいう。

⁷ パワーハラスメント：職場などで、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。

- ・企業、団体などの各組織が男女共同参画社会についての理解を深め、主体的な取り組みを行うよう、積極的な啓発に努めます。

(2) 広報誌やホームページの充実

- ・町の広報誌「広報よさの」によって、男女共同参画に関する継続的な啓発を進めます。
- ・町のホームページ⁸ や有線テレビなど、多様な媒体による効果的な啓発を進めます。また、相談事業や各種行事の参加申し込みなどに関する情報提供を進めます。

(3) 講演会や啓発行事の充実

- ・生涯学習や人権学習など、多様な分野との連携のもと幅広い年齢層を対象とした男女共同参画に関する啓発、講演会の開催などに努めます。
- ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、学習会や街頭啓発など啓発キャンペーン行事の開催を進めます。
- ・京都府の「KYOのあけぼの」⁹ の取り組みへの参加促進と連携強化を図ります。

◎主要事業

- ・町の広報誌「広報よさの」を活用した男女共同参画に関する啓発、情報提供
- ・町のホームページなど多様な媒体を活用した男女共同参画に関する啓発、情報提供
- ・講演会などの開催
- ・学習会や街頭啓発など啓発キャンペーン行事の開催

●私たち住民の取り組み

- ・「広報よさの」やホームページを読んで、社会や町の動きを知ろう。
- ・町や団体が開催する講演会や学習会に積極的に参加しよう。

⁸ ホームページ：ウェブサイトのトップ（最上位）のページ。またはウェブページ自体の総称。

⁹ 「KYOのあけぼの」：京都府がおこなう男女共同参画の取り組み。啓発講座、子育て・両立支援講座、地域おこしセミナー、女性のための起業セミナーなど。

2 みんな 男女の心を紡ぐ機会の充実

<現状と課題>

- ・本町では、男女共同参画社会の実現に向けて、各種住民団体に対して様々な支援を行ってまいりました。今後も家庭や地域社会における取り組みに対しては支援を継続・充実していく必要があります。
- ・男女共同参画の推進のためには、女性の社会参画促進とともに、男性の家事・育児・介護参加促進も重要です。また、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス¹⁰）を実現できる環境づくりが重要です。
- ・住民アンケート結果によると、結婚・出産後の自分の就労・退職についての満足度では、満足している人がいる一方で、男女ともに「もっと家庭生活を優先しながら働きたかった」「もっと長く育児休暇をとりたかった」と、家庭生活にゆとりを求める傾向が25%近くみられました。
- ・また、家事分担についての質問では、すべての家事項目で、妻が主体にやっているとする夫婦が60～70%を占めることから、共働きの場合に女性の負担が大きいことがうかがえます。
- ・今後は、男女がそれぞれの仕事を追求しながらもバランスのとれたゆとりある暮らしが実現できるよう、支援や啓発を充実していく必要があります。

<施策方針>

(1) ワーク・ライフ・バランスの促進

- ・男女にかかわらず、すべての大人が豊かな暮らしを実現できるよう、衣食住にかかわる最低限度の知識や技術の習得、地域文化の継承などを促進する学習・体験機会の充実に努めます。
- ・ワーク・ライフ・バランスの普及及び啓発を進め、男女にかかわらず、すべての人が仕事と生活のバランスが取れる暮らしを実現できる地域社会をめざします。
- ・育児や介護、家事に関する男性のための学習機会の拡充を図るとともに、これらへの参加促進を図ります。

(2) 学習機会の充実

- ・男女共同参画社会についての理解を深めるため、講座などの学習機会と内容の充実に努めます。また、インターネット¹¹ など様々な媒体を活用した学習機会の提供を図ります。
- ・あらゆる機会を通じて人権尊重に関する啓発に努めます。

¹⁰ ワークライフバランス：やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。

¹¹ インターネット：個々のコンピューターネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体。

- ・多様なライフスタイル¹²に対応し、より多くの住民が参加できるよう、講座などの開催時間や場所の工夫・配慮に努めます。
- ・生涯学習や保健福祉関連講座などの活動において、男女が相互に学び合い、男女共同参画社会についての理解を深められるよう、交流機会の豊富な事業開催に努めます。
- ・家庭や地域に根強く残る男女の固定的な役割分担意識が解消されていくよう、啓発に努めます。

(3) リーダーの育成

- ・男女が共に尊重し、学び合い、支え合うことを実践し、男女共同参画の啓発を進めるリーダーの育成に努めます。
- ・町内の各組織・団体への支援の充実に努めます。

◎主要事業

- ・育児や介護、家事に関する男性のための学習機会の創出
 - ・住民活動への指導・助言と支援
-

●私たち住民の取り組み

- ・仕事と生活の調和がとれた暮らしについて家族や友人と話し合おう。
- ・男性も育児や介護、家事に取り組もう。

¹² ライフスタイル：生活様式。暮らし方

3 児童生徒の心の育成

<現状と課題>

- ・学校教育においては、人権学習や家庭科、保健体育、社会科などそれぞれの教育課程において男女共同参画の教育を進めてきました。また、男女平等に対する正しい理解を育めるよう、啓発冊子の配布などを行っています。
- ・社会教育においては、生涯学習センター知遊館や中央公民館、地域公民館、図書館を中心に、児童生徒に対して放課後や土曜に、多岐にわたる体験講座を開催しています。
- ・近年全国的に若者の性モラルの低下とそれに伴い増加する性感染症や人工妊娠中絶、犯罪、デートDVなどが問題となっています。これらはインターネットなどのメディア普及との密接な関連も指摘されています。このため、幼い頃から生命の尊さを知り、人権尊重の心を育む教育、啓発の充実をはじめとして、性教育の充実や、DVに対する知識の普及が急務となっています。
- ・未成年の喫煙、薬物乱用が問題となる中、自らの健康と生命を大切にすることについて、科学的な視点に基づいた正しい知識の普及を図っていくことが重要です。

<施策方針>

(1) 男女共同参画意識を身につける

- ・学校内の活動や行事において、男女の固定的な役割意識にとらわれず、個性を活かし合いながら共同参画できるよう、見直しに努めます。
- ・男女共同参画社会の必要性について理解を深められるよう、教育・指導内容の充実を図ります。
- ・教材や遊具について、性別による固定的な区別や役割表現などの見直しを進め、配慮に努めます。
- ・男女ともに家事や育児、介護について学び、体験できる多様な学習内容の充実を努めます。
- ・各家庭において、男女が様々な場面でお互いに協力し合い、家事などそれぞれの役割分担の必要性を子どもに教育できるよう、啓発・支援を図ります。

(2) 生命の重みを学ぶ

- ・幼児教育や保育において、様々な動植物とのふれあい体験を通じて、幼いころから慈しみの心を育み、生命の尊さを学べる機会の充実を努めます。
- ・小中学校においては、乳幼児や大人、お年寄りなど多世代とのふれあい、交流や共同による活動、学習機会づくりに努め、人間の一生について考え、人権尊重意識を育める教育を推進します。
- ・児童、生徒の発達段階に応じて適切な性教育が図れるよう、指導内容の充実と体系化に努めるとともに、医師などの専門家や出産経験者の協力・連携を得て学習に活かせるよう研究を進めます。

- ・生涯学習センター知遊館や中央公民館、地域公民館、図書館などにおいて、子どもたちの豊かな成長と学びのために多様な学習機会や図書を提供します。
- ・特に避妊や性感染症¹³、DVの防止については誰もが正しい知識を身につけられるよう、学習内容の充実を図ります。
- ・高校生以上の若者世代に対しては、社会教育や保健教育などにおいて、特に若者を対象とした学習プログラムを検討し、出産・育児や人生設計、ワーク・ライフ・バランスなどについて学べる機会づくりを進めます。
- ・インターネットや電話を活用し、若者を対象とする性や出産に関する相談窓口の充実を図ります。
- ・保育や教育などあらゆる機会を通じて人権学習・啓発を推進します。

(3) 教職員の意識の向上

- ・すべての教職員が男女共同参画についての適切な理解のもとに、教育・指導を行えるよう、職員研修や学習機会の拡充を図ります。

◎主要事業

- ・小中学校における男女共同参画に関する教育の充実
- ・小中学校における多世代の交流や共同による取り組みを取り入れた学習機会の創出
- ・性教育やDVについての指導内容の充実と体系化
- ・児童生徒のこころのケアや相談体制の充実
- ・若者を対象とした出産・育児、人生設計などに関する学習プログラムの提供

●私たち住民の取り組み

- ・自分の健康のことや将来の自分の子どもの健康について考えよう。
- ・生命の大切さについて日頃からよく考えよう。
- ・自分や周りの人に影響を及ぼすたばこの害についてよく理解しよう。

¹³ 性感染症：性行為によって感染する病気の総称。梅毒・淋病(りんびょう)などの性病やエイズ・性器ヘルペス症・クラミジア感染症・膣(ちつ)トリコモナス症・膣カンジダ炎・ケジラミ症など。

4 暴力や性犯罪の根絶

<現状と課題>

- ・女性に対する暴力や性犯罪は全国的に後を絶たず、特に近年では、夫から妻への暴力の検挙件数が増加の一途をたどっています。平成23年の全国の認知件数は過去最多で3万4,329件、犯罪検挙件数を5年前と比較すると、傷害1.3倍、暴行2.1倍という実態で、殺害事件については減少していますが、それでも46件ありました。女性の10人に1人の割合で被害が発生していることとなります。
- ・ストーカー行為¹⁴の被害も増加傾向にあり、平成23年中に警察庁に報告のあった全国の認知件数は1万4,618件で、被害者の90.6%が女性です。
- ・住民アンケートの結果によると、本町においても「自分自身がDVを受けたことがある」と答えた女性が4.8%みられ、相談窓口での受付件数も年々増加・複雑化していることから、徹底した相談・避難支援、再発防止などの対策が必要となっています。
- ・同様に、「自分自身がセクシャルハラスメントを受けたことがある」と答えた女性は13.1%みられ、相談、解決のための体制づくりや住民、事業所などへの啓発の強化が必要です。

<施策方針>

(1) 暴力や性犯罪を許さないまちづくり

- ・DVの根絶に向けて、「広報よさの」、町ホームページなどを通じた意識啓発に努めます。
- ・セクシャルハラスメントやストーカー行為などの未然防止、早期解決のため、各種団体や事業所住民に対する意識啓発と法制度の周知徹底を進めます。
- ・性犯罪や売春・買春行為、若者世代のデートDVなどの未然防止のため、学校教育や社会教育、保健教育等における人権啓発と性教育の充実を図ります。

(2) 被害者の救済と支援

- ・民生児童委員や人権擁護委員の協力のもとに、身近な相談体制の充実を図ります。
- ・インターネットや電話を活用した相談の導入や、相談機会の充実を図るとともに、関係部局・機関の連携強化、広域的なネットワーク体制の充実を図り、早期発見と的確な対処に努めます。
- ・広報の充実を図り、様々な相談窓口や被害者支援の取り組みについての情報を提供し、周知徹底を進めます。
- ・被害者の自立支援に向けた法律相談や就労・子育てなど、生活面での支援の充実を図ります。

¹⁴ ストーカー行為：特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返すこと。

被害者の心のケア体制の確立に向けて、医療機関などの連携を進めます。

(3) 有害な環境への対応

- ・ 町内の店舗などに対して、女性の性を蔑視し未成年に悪影響を及ぼす有害な図書やビデオ等について販売自主規制の協力を要請するとともに、有害な看板設置、チラシ配布などの防止と除去に努めます。

◎主要事業

- ・ DVやセクシャルハラスメント、ストーカー行為の未然防止、早期解決のための啓発
 - ・ DVや性犯罪の早期発見と対応のための窓口の充実及び広域連携による支援体制の充実
-

●私たち住民の取り組み

- ・ DVやセクシャルハラスメントに関する相談先を日頃から知っておこう。
- ・ 身近にDVなどの疑いがある場合には、すぐに相談窓口へ連絡しよう。
- ・ 有害な自動販売機や看板のないまちをめざそう。

第2節

幸せを結ぶ暮らしづくり

1 生涯を通じた健康づくり

<現状と課題>

- ・女性とは異なる身体上の特性を持ち、ライフサイクル¹⁵の中で妊娠・出産などにより、様々な問題に直面することがあります。このことから、男女が互いの特性を理解するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期を通じて女性の身体特性に考慮した健康支援が必要です。
- ・保健分野においては、食生活と運動を軸とした生活習慣病の予防が求められており、若いうちから一人ひとりの健康づくりに対する意識と知識を高め、確実な健康診査や各種検診の受診を促すことが必要です。また、改善が必要な対象者への確実な指導が重要です。さらに、自主的な健康づくりに積極的に取り組む住民主体の活動の盛り上がり求められます。
- ・本町では、健康づくりの知識の普及に努めており、母子保健からはじまり、高齢者の介護予防などに至る生涯を通じた健康増進の体系を整えています。母子保健については、妊婦及び乳幼児を対象とした健診や指導、集団教育を行っています。成人については、定期的な健康チェックの受診を呼びかけ、各種健（検）診の無料化や国保被保険者への人間ドック費用の助成などによって住民の健康チェックを支援しています。併せて女性が特に注意しなくてはならない骨粗しょう症及び乳がん、子宮がんの検診を行っています。また、40～74歳については、平成20年度から始まったメタボリックシンドローム¹⁶の概念を導入した新たな健康チェック・改善システムである特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。75歳以上については後期高齢者健診を実施しています。
- ・65歳以上を対象に地域支援事業として介護予防事業を実施しています。基本チェックリストによる選定を行い二次予防事業対象者には、転倒予防教室、お口と栄養の教室を実施していますが、基本チェックリストの実施率はまだまだ低い状況です。今後、体制の見直しが必要です。
- ・地域医療体制については、個人医院やこの地域の中核病院である京都府立医科大学附属北部医療センター（与謝の海病院）などとの連携が取れており、症状にあった医療機関受診が行われています。しかし、産婦人科や小児科不足が社会問題となっている中、本町においても、より安心して妊娠・出産ができる環境をめざした産婦人科の充実が必要です。また、不妊治療への相談・支

¹⁵ ライフスタイル：生活様式。暮らし方。

¹⁶ メタボリックシンドローム：内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高脂血・高コレステロールの症状のいくつかを複数併せもつ状態。

援を行っていますが、これらの事業はまだまだ知られていないため、周知徹底が必要です。

<施策方針>

(1) 健康づくりへの支援

- ・思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった女性の生涯にわたる健康づくりのための支援を行います。また男性とは異なる女性の身体上の特性に関する理解を学校教育、広報や保健事業で啓発します。
- ・妊婦健康診査、乳幼児健診や事後フォローにより、母子の健康づくりを支援します。
- ・学校保健において、保護者と協力し、児童生徒の正しい生活習慣や身体づくりのための指導を進めます。
- ・健康診査や各種検診の定期的な受診を啓発します。また、特定健康診査と特定保健指導によってメタボリックシンドロームの減少を図ります。
- ・各種検診や事後指導及び介護予防のための教室を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援します。
- ・食生活、運動など正しい生活習慣に関する知識の普及に努めます。
- ・禁煙を指導するとともに、公共施設などにおいて受動喫煙防止¹⁷を進めます。また出産前の女性の禁煙対策を強化します。

(2) 住民リーダーの育成・活用

- ・住民や地域が主体的に健康づくり活動に取り組めるよう、住民リーダーの育成を支援するとともに、各種団体との連携を図りながら、住民の健康づくりの意識を高めていきます。

(3) 妊娠・出産における支援

- ・府や医療機関と連携し、より安心できる妊娠・出産のための医療環境の充実を図ります。
- ・不妊治療給付事業の周知を図ります。
- ・妊婦を対象とした健診や指導、相談の充実を図ります。
- ・事業者と就労者に対し、法令で定められた産前産後の休暇の取得に関する啓発を進めます。

¹⁷ 受動喫煙：他人の吸ったタバコの煙を周囲の人が吸わされること。

◎主要事業

- ・不妊治療給付の実施
 - ・母子保健事業（妊婦健康診査、乳幼児健診や各種教室、指導など）の推進
 - ・特定健康診査・特定保健指導の推進（国民健康保険被保険者対象）
 - ・各種健（検）診の実施と受診啓発
 - ・各種健康教室、健康指導の推進
 - ・学校教育における健康や性についての指導
 - ・介護予防基本チェックリストの実施と啓発及び介護予防事業の推進
-

●私たち住民の取り組み

- ・男女の性に関して学び、性差に伴う身体上の問題への理解を深めよう。
- ・食生活や運動習慣、喫煙などの生活習慣を見直し、自分の健康を守る努力をしよう。
- ・受動喫煙のない家庭や地域をつくり、特に妊婦の方に十分配慮しよう。
- ・健康づくりの仲間をつくろう。

2 みんなで支え合う子育て支援

<現状と課題>

- ・育児については、少子高齢化や核家族化など家族形態の多様化が進む中、地域や社会全体で子育てを支援するという考えがますます重要となっています。また家庭においては、例えば母親のみに育児が偏ることがないような役割の分担が大切といえます。町が開催する子育て講演会や子育て教室への父親の参加は徐々に増えており、今後も呼びかけが重要といえます。
- ・本町では、町立保育所において通常保育に加え、時間外保育、早朝保育、乳児保育、一時保育を実施し、多様なサービスの提供に努めていますが、今後一層の充実が必要です。また、子育て支援事業については、母子保健や子育て支援センター事業及び子育てサポートセンター事業などによって、子育てに関する相談、子育てサークルの育成支援を行っています。住民のボランティア活動も進められており、今後の広がりが求められています。
- ・小学生を対象に小学校区ごとに放課後児童クラブ（学童保育）を行っています。
- ・昨今の不況も重なり、子育て家庭の経済事情は厳しく、育児や教育に係る費用が過多であることが少子化に関わっていることも全国的調査から明らかになっています。このため、児童手当の支給をはじめ、子育て家庭への適切な経済的支援が求められています。
- ・近年、本町でも離婚件数は少なくなく、ひとり親家庭が増える傾向にあります。このため、母子家庭、父子家庭それぞれが抱える課題に対応したきめ細かな支援が必要です。

<施策方針>

(1) 家庭の育児力の強化

- ・育児においては家族が互いに協力することが必要という意識の浸透を図るとともに、共同して実行できるための知識や情報の提供に努めます。
- ・保護者の子育てに関する不安や悩みに対応した相談や交流の受け皿として、子育て支援センター事業と子育てサポートセンター事業の充実に努め、多様な働き方に対応した子育て支援体制の強化に努めます。
- ・子どもとのふれあいを大切に、基本的な生活習慣や社会的マナーなどを身につけられるよう家庭での教育を支援するとともに、地域ぐるみで安心して子育てができるまちづくりを進めます。
- ・育児サークルなど、地域で支え合う住民の取り組みの育成を支援します。

(2) 多様な子育て支援サービスの提供

- ・男女とも働きながら安心して子育てができるよう、一時保育、時間外保育など多様な保育サービスの充実に努めます。

- ・障害のある子どもの健やかな成長を促すため、療育と保育の充実に努めます。
- ・子どもの医療費助成を今後も継続します。
- ・児童手当の支給をはじめ、家庭の状況に応じた様々な支援を進めます。

(3) ひとり親家庭への支援

- ・相談・助言、交流促進、手当の支給、負担軽減策など、ひとり親家庭への様々な支援を進めます。
- ・母子家庭、父子家庭のそれぞれの状況に応じた相談・支援を民生児童委員など地域住民とともに進めます。

◎主要事業

- ・一時保育、時間外保育、障害児保育など多様な保育の推進
- ・子育て支援センターの充実
- ・子育てサポートセンターの充実
- ・子育てに関する親の学習への支援
- ・子育て支援医療助成の実施
- ・放課後児童健全育成事業の推進
- ・各種手当の支給

●私たち住民の取り組み

- ・男性も育児に積極的になろう。
- ・子どもと過ごす時間を増やそう。
- ・町や町内の団体、グループが開催する子育て教室や講演会に参加しよう。
- ・お互いに子どもを預かるなどの取り組みができるつながりの強い地域をつくろう。

3 いきいきと働ける環境づくり

<現状と課題>

- ・わが国では「男は仕事」「女は家庭」といった意識が根強く残っていますが、性別に関わりなく職場に進出し、職業人として十分活躍できる機会が必要です。
- ・男女雇用機会均等法や労働基準法などが改正され、女性が働き続けるための環境や法制度は徐々に整備されつつありますが、社会経済の影響や子育ての環境等もあり、女性の就業状況は依然厳しい状況にあります。
- ・本地域は伝統的な織物業が受け継がれており、そのために他地域や国、府に比べて女性の就業率は高くなっていることから、織物業をはじめ、本町の産業を支えている農業や商工業等の男女共同参画を進めていく上で、これらに従事する女性の果たしている役割を適正に評価しなければなりません。しかし一方では、地場産業の低迷も否めないことから、地域における多様な就労機会の拡充が求められています。
- ・住民アンケートで、職場において男女が平等かどうかをたずねたところ、57.5%が「男性の方が優遇されている」と感じており、「平等である」は19.5%に留まっています。また、どのようなことに不平等を感じるかについては、「結婚や出産に際して仕事が継続できないこと」や「給与や昇進」が上位となり、賃金や昇進の格差があることや、女性のキャリアが出産や子育てによって阻まれている現状がわかります。
- ・男女が共に、社会の責任と負担の担い手となるよう、企業など雇用する側に対して積極的な意識啓発が必要です。また、産前産後の休暇や育児・介護休業への十分な配慮、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止などの環境整備も必要です。
- ・本町では、町ホームページや広報などの媒体を利用し、就職個別相談などの情報発信をするとともに、人材育成など各種補助金による支援を行っておりますが、今後さらなる充実が必要です。

<施策方針>

(1) 雇用機会と待遇の平等の確保

- ・男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法¹⁸の周知や女性の就業意欲の向上を図るため、企業への啓発を行います。
- ・育児後の職場復帰や再就職がしやすい環境づくりを促進するなど、出産・子育てを理由とした雇用面での不利益な取り扱いがないよう、働く女性に対する職場での理解を進めます。
- ・国や府に、女性の就業支援とパート労働者の雇用環境の改善に向けた対策を促します。

¹⁸ 正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主の義務、育児・介護休業の条件等について定める。99年からはすべての事業所に義務付けられた。

- ・織物業、農業、商工業など自営業や地場産業に従事する女性の地位向上に努めます。
- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止など、女性の働きやすい環境整備を進めます。

(2) 女性の積極的な登用

- ・職場における従来の男女の役割分担意識を見直し、男女が共に責任ある仕事ができ、その能力を生かせる環境づくりを働きかけます。

(3) 職業能力向上への支援

- ・女性の就業に関する情報提供を行うとともに、就業機会を拓げるための技術習得や研修など就業機会の拡大を図ります。

(4) 女性の就労等支援

- ・パートタイム労働や家内労働、また自身で起業するなど、様々なかたちで働く女性に対し、働く環境整備の啓発や、事例の情報収集、情報提供を行います。
- ・女性の就労相談について公共職業安定所（ハローワーク）や総合就業支援拠点（京都ジョブパーク¹⁹）、各種経済団体（商工会など）と連携しながら支援・相談事業を進めます。

◎主要事業

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など各法令、制度の周知のための広報
- ・町のホームページや広報誌などによる企業や住民への啓発
- ・就業や技能向上のための講座開催、人材育成のための研修などへの支援
- ・女性のキャリアアップ²⁰や起業のための支援
- ・就業就職個別相談の周知

●私たち住民の取り組み

- ・結婚や出産による退職を当たり前と思わず、育児休業などの制度を利用しよう。
- ・働きすぎに注意し、家庭生活や地域活動の時間を増やそう。
- ・キャリアアップのための学習機会に参加し、性別に関わりない働き方を見出そう。
- ・企業においては、男女共同参画の職場づくりを心がけ、資格取得など女性の能力向上を支援しよう。

¹⁹ 京都ジョブパーク：労働者団体や経営者団体をはじめ多くの関係機関や団体と一緒に、就労を希望する府民の就業を支援する府の総合就業支援拠点。北部サテライトが福知山市にある。

²⁰ キャリアアップ：より高い資格・能力を身につけること。経歴を高めること。

4 生きがいあふれる暮らしづくり

<現状と課題>

- ・豊かな人生を送るためには、職業や地域活動、子育て、生涯学習や創作活動、余暇活動などにおいて生きがいを追求できることが重要です。
- ・日本人の余暇時間は先進国中の国際比較では少なく、企業においては定められた労働時間を超えて就労する実態も指摘されており、余暇や仕事以外の生きがい活動の機会がままならない現状も否めません。
- ・女性においては特に子育てや農業、家内工業に従事する間のリフレッシュの機会がもちづらい傾向があり、男性においては長い期間にわたる勤めの中で、創作活動や学習活動などの余暇活動を自ら進んで行ったことがない退職者が、定年とともに生きがいを見出せない状態になることなどが指摘され、人生80年余の長寿社会における、この課題は今後ますます重要といえます。このため、男女が平等に生きがいを追求する機会が保障された社会をめざす必要があります。
- ・現在、本町では生涯学習講座を開催するとともに、スポーツや創作活動に対して公共施設の提供などを行っており、町内には生涯学習センター知遊館などの生涯学習施設、中央公民館、地域公民館、図書館、地区公民館や各種スポーツ施設があります。
- ・すぐれた芸術にふれることは、豊かな心を育てることもつながり、そのような機会の充実を図る必要があります。
- ・高齢者については、老人クラブへの支援とともに地域のサロンや介護予防の取り組みを進めています。
- ・今後地域で、多くの住民が年齢や性別に関わりなく交流し、自分に合った生きがい活動に参加できる機会を、行政と住民が共に築くことが必要です。

<施策方針>

(1) 生涯学習・スポーツ・文化団体活動への支援

- ・生きがい活動を支援するため、体系的な施設運営や公民館事業等の一層の推進を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブ²¹を充実させ、スポーツ行事の活発な開催を支援します。
- ・福祉、教育、産業、文化などの様々な分野で人材を育成するために、研修、体験などの受講を推進し支援します。また、各種活動において指導者育成のための研修を進めます。
- ・定年退職者を視野に入れた生きがい活動の機会を住民と行政が連携してつくります。

²¹ 総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、複数の種目が用意されており。誰もが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて参加できる助の。

(2) 文化・芸術にふれる機会の充実

- ・文化、芸術の振興を図るため、町の各種施設での取り組みの広報に努め、より多くの住民の参画による文化・芸術活動を進めます。
- ・文化協会との連携のもと、全町的な文化の高揚をめざします。
- ・文化、芸術にふれることのできる機会の充実に努めます。

◎主要事業

- ・中央公民館、地域公民館、地区公民館活動事業の一層の推進
- ・総合型地域スポーツクラブへの支援
- ・指導者研修会などへの支援
- ・各施設の効果的な活用と管理
- ・芸術文化イベントなどの開催

●私たち住民の取り組み

- ・積極的に生きがいを見出そう。
- ・自分を高めるため、生涯にわたって学びの姿勢をもとう。
- ・学んだことを地域のまちづくりに活かそう。
- ・技能や経験を活かし、いろいろな活動を通じて地域に貢献しよう。

第3節

和を織りなすまちづくり

1 相談支援の充実

<現状と課題>

- ・現在本町では、健康、子育て、介護、就労など、暮らしに密着した困りごとや悩みについてはそれぞれの所管課が個別に相談に応じており、必要に応じて府や専門機関との連携をとっています。しかし、女性が直面する課題は様々な分野にまたがっている場合があり、男女共同参画の視点から総合的かつ根本的な解決に導くためには、これら個別の課を総括的に捉えた上で、各専門部局の横の連携を調整できる専門的窓口が重要です。
- ・近年は、本町においても家庭内暴力、児童虐待や自殺に関する相談など、深刻かつ緊急を要する相談の件数が増加の一途をたどっており、これらを受けとめる側の専門的な知識や適切かつ迅速な対応がますます求められていることから、専門員による相談室やホットライン²²、DV被害者等緊急一時避難支援事業要綱の創設、また、DV・虐待防止センターの設置等を行いました。今後も、より一層の職員の意識の向上と各課の連携を図ることが必要です。

<施策方針>

(1) 相談窓口の設置と充実

- ・男女共同参画社会に関することや、育児、就労、介護、人権侵害など女性の様々な悩みについて住民が気軽に相談できる相談窓口を設置します。
- ・相談係と各課との連携を強化し、個別の対応ではなく包括的な対応ができる体制を整備します。
- ・多様な相談に応じられるよう、研修や学習機会によって、相談員の育成・資質向上を図ります。また、ホットラインによる電話相談やメールでの相談も充実させるよう努めます。

(2) 専門的機関との連携による対応

- ・専門性を必要とするため町単独での対応が困難な事象について、府や医療機関、法律の専門家などとの連携を強化し、取り組みます。
- ・庁内において、国や府の制度や事業の周知を図り、適切な支援へ迅速に結び付けられる体制の強化を図ります。

²² ホットライン：緊急時に直接対話できるように設置された直通の通信線。

◎主要事業

- ・男女それぞれが安心して相談できる体制の確立
 - ・庁内の横断的相談体制の拡充
-

●私たち住民の取り組み

- ・ひとりで悩まず、まず役場に相談しよう。

2 ^{みんな}男女が共に生きる地域づくり

<現状と課題>

- ・住民アンケート結果では、地域活動の場においては「男性の方が優遇されている」と感じている回答が多くなっており、このことから慣行・慣習に束縛されることなく、男女が共に参画することができる地域社会を築くためには、子どもから高齢者まで、男女の別なく世代を超えて協力し合い、支え合うことが必要です。
- ・地域活動や住民活動も、実際には女性が多くの役割を担いながらも、自治会の役員などには女性の参画が少なく、活動組織の代表は男性であるなど、女性の意見が反映されにくい慣習やしきたり、固定的な役割分担意識がまだまだ残っています。
- ・今後は、男女ともに地域において多様な活動ができるように条件を整えつつ、能力を発揮できる環境づくりと、まちづくりの様々な分野での意思決定の場への女性の参画を一層推進することが課題です。

<施策方針>

(1) 自治会活動への女性の参画

- ・強い連帯感により結ばれた地域社会を形成し、地域の活動に男女が積極的に取り組めるよう、各自治会の会合において、男女共同参画を学んでもらうよう出前講座を行い、意識啓発を進めます。
- ・地域における女性の社会参画の推進を目的に、身近な地域の重要事項について決定する場に男女が共に参画できるよう促進し、地域の指導者としての女性の活躍の場を拡大するよう促します。

(2) 各種住民活動への女性の参画

- ・各種団体の力が、男女共同参画のもとに一層まちづくりに活かせるよう、積極的な支援に努めます。
- ・男女共同参画を進める住民組織が、各種団体に働きかけ、女性の活躍の場を拡大できるよう行政が取り組みを支援します。

◎主要事業

- ・ 出前講座の推進
 - ・ パンフレットなどによる啓発
 - ・ 各種住民団体への支援
 - ・ 男女共同参画を進める住民組織への協力・支援
-

●私たち住民の取り組み

- ・ 地域の習慣を見直し、女性も男性も共に参画できる地域をつくろう。
- ・ 地区役員などへの女性の登用を進めていこう。
- ・ 男女共同参画を進める住民活動に参加し、学ぼう。

3 みんな 男女が共に参画するまちづくり

<現状と課題>

- ・様々な分野で女性が活躍する場面が増加してきているものの、政策・方針決定過程の場では、女性の参画はまだ少ない状況にあります。住民アンケート結果によれば、政治や行政の政策・方針決定の場においては50.9%が「男性の方が優遇されている」と感じています。このような背景には、男性を中心とした社会システムの問題や、女性に対する男性側の意識の問題が考えられます。
- ・一方、女性も責任を伴う地位、役職を敬遠する傾向が見受けられ、住民アンケート結果によれば、府や町から審議会などの委員に就任してほしいと依頼されたらどうするかについては、女性の方が男性に比べて消極的な傾向がみられます。このような現状を踏まえ、職場・地域・家庭・学校などあらゆる分野に女性も男性も参画して、対等な構成員として意思決定に関わり、結果に責任を負うことの意識づくりが課題です。
- ・行政においては職員の意識向上を図っていますが、今後も研修など一層の取り組みが必要です。また、委員会、審議会などの委員委嘱について男女の数の均等化を図っていますが、従来の団体組織の長が男性であることが多いなど、困難な状況となっています。
- ・活力と魅力あるまちづくりの中心的役割を果たす人材の育成を図るため、「ふるさとづくり 研修事業」制度などを通じて、各種分野における住民の主体的及び自主的な視察研修を推進しています。今後も、各種分野でまちづくりを担う人材の一層の育成を図る必要があります。
- ・庁内の執行体制にあっては、住民や企業などの男女共同参画推進のモデル事業所となるように、行政の率先した取り組みが重要です。今後は職員の自己啓発機会の拡大を進め、女性の人材活用を図れるよう、性別による職域の区分けや仕事における男女の経験の差をなくし、あらゆる部門で男女共同参画を進めることが課題です。また、男性職員の育児休業等の取得については、必要な職員が取得できる環境づくりが必要です。
- ・防災・防犯、子育て、福祉などの施策の推進や施設・設備の仕様などにおいては、ややもすると性差に配慮した視点、ひいてはユニバーサルデザイン²³の視点が抜け落ち、結果的に特に女性にとって利用し難いものとなる場合があります。今後は、男女双方の視点に十分配慮するよう努める必要があります。
- ・防災面では、被災時には、被災した立場でも、現場で活動する立場でも、その両方で男性女性それぞれの働きが重要となるため、男女共同参画の視点に立った防災対策が必要です。それに伴い、防災現場への女性の参画促進が必要となってきています。また、災害時において女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災の備えなどの情報提供も考えなければなりません。今後、防災訓練、地域の訓練においても、女性の積極的な参画を促進し、充実させる必要があります。

²³ ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

ます。

<施策方針>

(1) 審議会・委員会などへの女性の参画

- ・女性が、審議会や委員会などに参加し、意欲を高められる啓発を進め、これらへの女性の登用を積極的に進めます。
- ・「ふるさと人づくり研修事業」を推進し、まちづくりを担う人材の一層の育成を図ります。
- ・女性の人材登録制度を設け人材の把握と情報提供に努めるとともに、女性の能力が活用できるような学習機会を提供して人材育成と支援を図ります。

(2) 職員の意識の向上と業務体制の充実

- ・職員の男女共同参画についての意識の向上を図るため、研修機会の充実を図ります。
- ・性別による各役職の比率の偏りをなくし、職域の境界解消や女性職員の能力の開発を図ります。
- ・行政の管理職への女性の登用に取り組みます。

(3) 男女共同参画に対応した各施策の推進

- ・庁内の部局を横断的に調整する推進役として、与謝野町男女共同参画ワーキンググループの取り組みを強化します。
- ・アンケートや広聴の機会などによって、性差にも着目した住民ニーズを捉え、本計画の施策の展開に反映するよう努めます。
- ・各種住民サービスの内容や資機材のストック、施設・設備の仕様において、性差に応じて必要な配慮に努めます。
- ・町の広報などにおいて、男女共同参画の視点に十分配慮します。

(4) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

- ・災害時において、女性の視点に立ち、女性のニーズに対応できるような防災対策に努めます。
- ・防災訓練、地域の訓練において、女性の積極的な参画を促進します。

◎主要事業

- ・ 審議会・委員会委員への女性の登用推進
 - ・ ふるさと人づくり研修事業の推進
 - ・ 女性の人材登録制度の設置
 - ・ 管理職への女性職員の登用推進
 - ・ アンケートなどの実施
 - ・ 防災訓練への女性の参画促進
-

●私たち住民の取り組み

- ・ 公募の機会や町からの依頼に応じて審議会や委員会に積極的に参画しよう。
- ・ 町政懇談会など広聴の場に参加しよう。
- ・ 女性の人材登録制度に登録し、自分の特技や経験をまちづくりに活かそう。
- ・ 男女共同参画に関する意見や提案を町に伝えよう。

4 みんな 男女の和のためのしくみづくり

<現状と課題>

- ・本計画の施策を確実に効果的に実行するためには、各部局を横断的に調整する体制や、住民、地域、事業所が互いに連携を構築しながら、それぞれの立場での主体的な取り組みを進めることが重要です。
- ・男女共同参画の考えそのものを意識していない住民や、その目指すところを誤解している住民も決して少なくない現状から、今後啓発を進めながら本計画の施策を推進する住民を一人でも多く育成し、男女が互いの長所や経験を活かしながら、ともに行動し、安心安全な地域とまちを築いていくパートナーシップの構築を推進する組織やしくみづくりを進め、より大きな和で、男女共同参画社会の未来を織りなしていくしくみづくりが必要です。

<施策方針>

(1) 男女共同参画のためのルールづくり

- ・男女共同参画の推進に関する取り組みを多くの住民や企業の参画のもとに進めるため、男女共同参画に関する条例の制定をめざします。

(2) 住民・企業・行政の協働による推進

- ・住民・企業・行政の協働による男女共同参画の取り組みを進めるため、NPO²⁴ やボランティアなど住民団体の育成支援に努めます。
- ・企業が男女共同参画の取り組みを行えるよう啓発を進めます。
- ・分野を超えた課題や今後の取り組みを議論し、実行に移す主体として住民、企業、行政による、与謝野町男女共同参画推進委員会の取り組みの充実を図ります。

(3) 多様な参加主体への呼びかけ

- ・今後、与謝野町男女共同参画推進委員会を中心に、子どもから大人まで一人でも多くの住民や企業が本計画を知って理解し、町の各施策に参画できるよう、広報誌やホームページ、町有線テレビなど様々な手段を活かして呼びかけます。

²⁴ NPO：民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

◎主要事業

- ・男女共同参画に関する条例の制定
 - ・与謝野町男女共同参画推進委員会の取り組みの拡充
-

●私たち住民の取り組み

- ・男女共同参画に関する条例の制定について、議論に加わり意見を出そう。
- ・与謝野町男女共同参画推進委員会の取り組みの充実を図るため、みんなで応援し参加しよう。
- ・一人ひとりが、家庭や地域、学校、職場などで互いに呼びかけ合い、自分にできることから始め、男女共同参画社会をつくっていこう。

◆共にめざす目標値

区分	指標名	平成24年度 現況	平成29年度 目標値	備考
第1節 心を紡ぐ 人づくり	男女共同参画啓発講座参加者数の増加	119人	⇒ 150人	
	結婚・出産後の就業・退職についての満足度の向上	46.1%	⇒ 48.8%	住民アンケート結果
	家庭において男女の地位が平等であると思う住民の増加	15.2%	⇒ 18.0%	住民アンケート結果
	結婚している人で、食事のしたくを主に妻がしている世帯の減少	65.2%	⇒ 50.0%	住民アンケート結果・「家族全員」を増やす
	社会通念や慣習・しきたりにおいて男女の地位が平等であると思う住民の増加	13.7%	⇒ 16.0%	住民アンケート結果
	自分自身がセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の減少	5.1%	⇒ 0%をめざし、減少させる	住民アンケート結果
	自分自身がDVを受けたことがある女性の減少	4.8%	⇒ 0%をめざし、減少させる	住民アンケート結果
第2節 幸せを結ぶ 暮らしづくり	乳がん検診の受診率の向上	47.8%	⇒ 50.0%	受診率は2カ年ごとに把握するため、現況はH23-24の平均値。目標値は国の示す水準に準じる
	子宮がん検診の受診率の向上	51.3%	⇒ 50.0%	
	子育て支援センター利用者の増加	2,730人	⇒ 2,500人	
	就労者のうち、今の職場について結婚したり、子どもが生まれたりすると勤めにくいと感じている者の減少	46.8%	⇒ 40.0%	住民アンケート結果
	職場において男女の地位が平等であると思う住民の増加	19.5%	⇒ 25.0%	住民アンケート結果
第3節 和を織りなす まちづくり	男女共同参画に関する相談事業の実施	実施 4回開催	⇒ 6回	
	女性地区役員の増加	0人	⇒ 3人	
	各種審議会などへの女性の登用	24.7%	⇒ 30.0%	平成29年で30%をめざす
	消防団への女性の登用	2.01%	⇒ 5%	
	本町のまちづくりに女性の声が反映されていると思う住民の増加	34.9%	⇒ 50.0%	住民アンケート結果 「十分反映されている」と「まあまあ反映されている」の合計。 （「全く・あまり反映されていない」計61.8%、「わからない」2.7%）
	町職員の管理職に占める女性の増加	28.6%	⇒ 30.0%	
男女共同参画に関する条例の制定	未制定	⇒ 制定		